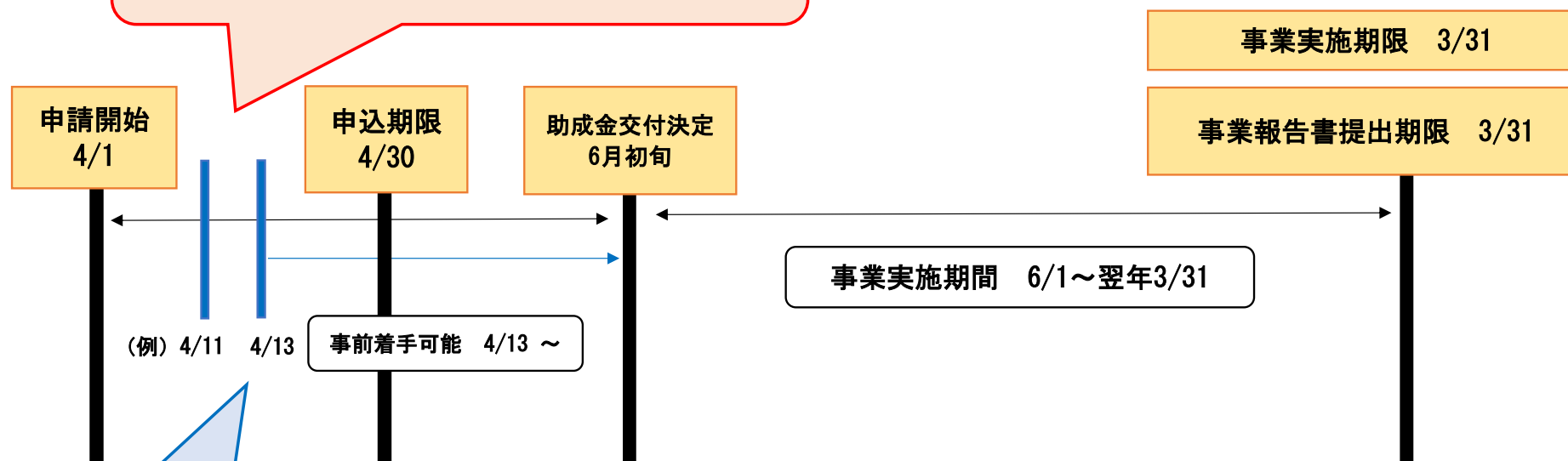


助成対象事業の事前着手申請について

申請日から助成決定の6月初旬の間に、事前に準備の着手が必要となる場合、事前着手申請書を提出すること。



(例) 事前着手申請 4/11(月) 提出
事前着手承認通知書 4/13(水) 発行
事前着手が可能となるのは、4/13(水)～

注意事項

- ・ この申請は、あくまでも事業の準備に関する事前着手に対するものであり、**助成金の交付を決定するものではありません。**
- ※審査により助成事業とならなかった場合は、**事前着手した分の助成はありません。**
- ・ 事前着手が可能となる年月日は、**事前着手承認通知書を発行した日以降**となります。
- ・ 事前着手で認められる内容は、**助成対象経費該当分**です。